

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令の一部改正について

防衛省専門職員採用試験は、試験年度の4月1日における年齢が21歳未満の者で、短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験年度の3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者に受験資格を認めており、これらの者と同等の資格があると認められる独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構における園芸又は茶業に関する長期研修の課程の卒業者及び卒業見込みの者についても受験資格を認めているところです。

今般、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）第148条による独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）の一部改正により、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める等の改正が行われましたが、「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」においても引き続き上記と同一の課程が行われることから、当該課程を受験資格として認めるため、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改めるとともに、改正前の「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」において園芸又は茶業に関する長期研修の課程を卒業し、かつ、試験年度の4月1日における年齢が21歳未満の者が、これまでどおり試験を受験できるように改めました。

この改正は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）の施行に伴い、「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」の名称が「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改められることによる単なる用語の整理であり、行政手続法第39条第4項第8号に該当することから意見公募を実施しませんでした。

今後とも防衛省に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省大臣官房秘書課

電話番号：(代表) 03-3268-3111 内線25002

F A X：03-3260-0716